

II 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者

1 対象者

(1) 要支援認定者（要支援1、要支援2）

要介護認定を経て、要支援1、要支援2と認定されたものについては、状態像や本人および家族の意向を元に、アセスメントを行い、介護予防・日常生活支援総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス）」のみが必要な場合は介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントを実施します。それ以外の予防給付にある「介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与」等の予防サービスが必要な場合は、従来どおり予防給付によるケアマネジメントを実施します。

すなわち要支援認定者においては、以下のサービス利用の組み合わせが考えられ、①②においては「介護予防・生活支援サービス事業による介護予防ケアマネジメント」の実施の対象となります。③～⑥は「介護予防支援」（従来の予防給付ケアマネジメント）となります。

- ① 総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」のみを利用
- ② 総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の利用
- ③ 予防給付のサービスのみを利用
- ④ 予防給付と総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」の利用
- ⑤ 予防給付と総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の利用
- ⑥ 予防給付と一般介護予防事業の利用

(2) 事業対象者（ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施）

北九州市では、介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合、原則、要介護認定の申請を行うこととしており、以下の場合に「事業対象者」とすることとしています。要支援認定で非該当になった方で、基本チェックリストの結果によりサービス利用が本人の自立に資すると判断した場合に事業対象者となります。

事業対象者に対しては、以下のサービス利用の組み合わせが考えられ、「介護予防・生活支援サービス事業による介護予防ケアマネジメント」の実施対象となります。

- ・総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」のみを利用
- ・総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の利用

<サービス利用対象者と利用できるサービス（事業）との関係>

介護保険事業	予防給付	介護予防・生活支援 サービス事業	一般介護予防事業
対象サービス	訪問看護、ショート ステイ、福祉用具貸 与、住宅改修など	訪問型サービス 通所型サービス	百万人の介護予防 公園で運動教室など
要支援認定者	○	○	○
事業対象者	×	○	○

2 基本チェックリスト

記入日： 年 月 日 ()

氏名	住 所	生年月日		
希望するサービス内容				
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長 cm 体重 kg (B M I =) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることができますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

(注) B M I = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

事業対象者に該当する基準

① 様式第一の質問項目No.1~20までの20項目のうち10項目以上に該当
② 様式第一の質問項目No.6~10までの5項目のうち3項目以上に該当
③ 様式第一の質問項目No.11~12の2項目のすべてに該当
④ 様式第一の質問項目No.13~15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤ 様式第一の質問項目No.16に該当
⑥ 様式第一の質問項目No.18~20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦ 様式第一の質問項目No.21~25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、B M I = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合をいう。

3 一般介護予防事業

一般介護予防事業の目的は、フレイルの前段階から予防を行い、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように高齢者の健康と暮らしの向上を目指すことです。年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく（要介護認定の有無に関わらず）、65歳以上の高齢者が対象です。

総合事業の推進にあたっては、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業が、一体的に適用されなければならず、できる限り身近な地域において元気な高齢者や虚弱な高齢者などが共に参加し、共に支え合うことができる居場所作りを含めた一般介護予防事業の推進がますます必要となります。

一般介護予防事業では、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域活動の場に専門職（運動・栄養・口腔）を派遣し、自立支援に資する取組みを推進し、介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

北九州市では「きたきゅう体操」「ひまわり太極拳」を活用した普及啓発から地域活動実践者（リーダー）の養成、自主グループの育成・支援等を行うとともに、既に地域で行なわれている生涯学習の取組みやサロン活動などに繋ぐことで介護予防活動を継続できるよう支援します。

このような場に高齢者が通い、人との関係のなかで役割を持つことが本人の生きがいになり、結果として介護予防につながるといえます。

一般介護予防事業

事業	内容
健康づくり推進事業	「筋力向上トレーニング啓発教室」「栄養ラボ」などの介護予防教室や、「元気で長生き食卓相談」など
健康マイレージ	インセンティブ（特典）を提供するため、介護予防・生活習慣の取組みや健康診査の受診等、市民の自主的かつ積極的な健康づくりの取組みを推進
百万人の介護予防事業 公園で健康づくり	北九州市オリジナルの介護予防体操（きたきゅう体操・ひまわり太極拳）や公園遊具を使って啓発教室や普及員を養成
サロンで健康づくり	地域のグループに運動・栄養・口腔についての講師を派遣。
健口ストレッチ講座	歯科衛生士がお口の元氣体操や口腔ケアを指導
おいしく食べて元気もりもり教室	管理栄養士が栄養の大切さや食事のバランス、必要量などについて講話

等

(1) 早期発見・早期対応の重要性

元気な高齢者でも、心身の状態や環境の変化から生活機能が低下する例も多いと言われています。また、疾病や障害などによって短期間に状態が悪化しやすい、潜在化しやすいなどの高齢者特有の特性から、早期発見・早期対応を図ることが重要になります。そのため、要介護認定の結果だけではなく、主治医への連絡、地域での保健・福祉活動、民生委員・自治会長・ボランティアを含む住民等からの相談など、把握方法を確保し、得られた情報から支援が必要な高齢者を把握し、必要な支援へつなげることが大切です。

また、介護予防事業や見守り活動の情報提供など、普及啓発を行うことで、地域から情報が得やすい関係性を構築することにつながります。

(2) 幅広い介護予防事業の展開も視野に

今は支援を必要としていない高齢者であっても、フレイル対策が重要です。例えば、元気なうちから住民主体の通いの場で支援者としての役割を担ってもらうことは、自身の介護予防活動につながるとともに、地域の通いの場が充実・継続的に運営されるとなれば、通いの場を必要とする高齢者に対する支援にもなります。このように地域のサービスや活動の充実、地域での互助の取組などへ積極的に展開していくことで、加速する高齢化に対応できるまちづくりにつながっていきます。

4 地域ケア個別会議、既存資源、他施策の活用

(1) 地域ケア個別会議の活用

利用者の自立支援や重度化防止の観点から、多職種の視点でケアプランを検討する場（地域ケア個別会議）を設けています。個別事例の検討を積み重ね、地域課題や不足する社会資源の開発、地域課題解決のために必要な仕組みづくり（政策形成）につなげます。

(2) 既存資源、他施策の活用

【地域支援コーディネーター（社会福祉協議会へ委託）との連携】

地域支援コーディネーターは、地域で生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者です。地域支援コーディネーターと連携し、地域の社会資源等を活用し、ケアマネジメントを行います。

【リハビリテーション相談支援事業】

利用者の心身機能のアセスメントや生活機能の見直し、自立支援に向けた目標設定などの相談に対して、リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が同行訪問等を行い助言や提案を行う「リハビリテーション相談支援事業」を利用し、他の専門職の視点をケアプラン等に活用ください。

URL:<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17500107.html>